東広島市農業委員会令和4年2月(第2回)総会議事録

1 開催日時 令和4年2月28日(月) 午後14時00分から15時14分まで

2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室

3 出席委員 20人

本議席番号順

I HAVINA EL AVAL					
番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	三見昌嗣	2	木原 省五	3	清水 壽昭
4	窪田 恒治	5	台川 洋子	9	大月 みどり
11	黒川克輝	12	荒谷 義憲	13	住井 正美
14	古川 國昭	15	原 茂正	16	吉高 信夫
17	長 原 毅	18	在間輝昭	19	仲 伏 英 雄
20	杉本 源藏	21	脇 坂 俊 之	22	髙尾 昭臣
23	古川 みどり	24	土井浩文		

4 欠席委員 4人

番号	氏 名	番号	氏	名	番号	氏	名
6	小 倉 亜紗美	7	岡土居	正弘	8	古本	啓 之
10	岡本義則						

- 5 傍聴人 なし
- 6 議事録署名者

議長(会長) 11番 黒川 克輝 委員 12番 荒谷 義憲 委員

- 7 次第
- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の 決定について 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画 (農地中間管理機構関係分)の決定について

議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利 用配分計画案に対する意見決定について

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第14号 空き家に附属する農地の下限面積の設定について

(5) 報告

報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分について

報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について

報告第7号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について

報告第8号 東広島市長からの農地の現況に関する照会に対する回答について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長 本 越 秀 己 局長補佐 大 下 宏 治 定井芳紀 局長補佐 農地保全係主査 合 原 茂 宏 隆 之 農地係主査 津山 農地係主任 和田 麻依子 農地保全係主任主事 坂 見 浩 充 農地保全係一般事務員 西田 直子

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課担い手支援係主査 桒 原 大 輔 産業部農林水産課担い手支援係主任 豊 田 宏

議長	それでは、これより令和4年2月総会を開会いたします。
	これからは着席の上、議事進行を行います。
	在任委員数24人中20人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第
	27条第3項の規定に基づく定数に達しており、会議は成立しております。
	次に、日程第1の議事録署名者を指名をいたします。
	東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、11番の黒川委員さん、12番の荒
	谷委員さんにお願いをいたします。
	次に、日程第2の会期の決定についてお諮りいたします。
	会期は、令和4年2月28日一日限りとしてよろしいでしょうか。
	< 異議なし >
	それでは、会期は令和4年2月28日一日限りといたします。
成 八	これより日程第3の議案審議に入ります。
	まず、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計
	画の決定について」を上程いたします。
	この案件は東広島市から意見を求められているため、計画内容については農林水産課から
	説明をいただき、個々の内容の質問については農業委員会へ事務委任されているため、事務
	局から答弁いたします。
	それでは、農林水産課から説明をお願いいたします。
豊田主任	失礼します。それでは、私から総会議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規
	定による農用地利用集積計画の決定について」ご説明させていただきます。
	これより座って説明をさせていただきます。
	それでは、資料をご覧ください。
	今回議案として提出しております農用地利用集積計画は、利用権設定の賃貸借の設定に係
	るもので、賃借権設定は106件、総面積は335,351.65㎡となっております。詳細につきまし
	ては、資料をご覧いただきたいと思います。
	なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきました
	ら、3月4日付で公告することとしております。
	説明は以上でございます。よろしくお願いします。
定井	それでは、私からは利用集積率についてご説明いたします。
局長補佐	今回の利用権設定、また後ほどご審議いただきます農地中間管理機構関係も原案のとおり
	ご決定いただきますと、集積率は24.11%となります。前回2月4日の公告時点での集積率
	が23.82%でございましたので、0.29ポイントの増となっております。
	が33.62/6 くこさいましたので、0.29 かイントの頃となりでありより。 説明は以上でございます。
	ただいま農林水産課、事務局から説明がありました。
議長	
	これより質疑に入ります。
	ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。
	< \$\frac{1}{2} \rightarrow \frac{1}{2} \rightarrow \fr
議長	ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。
	議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決
	定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
	利用集積計画の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたし
	ます。
	次に、議案第9号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計
	画(農地中間管理機構関係分)の決定について」を上程いたします。
	なお、議案第9号で農地中間管理機構により集積する農地は、次の議案第10号「農地中間
	管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見
	決定について」に基づき、担い手に貸し与えられます。したがいまして、農地中間管理機構
	を介した農地の賃貸借という点で密接に関連しておりますので、議案第9号と議案第10号は
	伊せての説明をお願いしようと思いますが、異議はございませんか。
	川ヒトツ叽切せ和願「「しよノこ心「「よりハサ、 共哉はこさ「「ませんハサ。

	< 異議なし >
	それでは、この案件も東広島市長から意見を求められているため、議案第9号と議案第10号
时 八	を併せて農林水産課から説明をお願いいたします。
葉原主査	それではまず、総会議案の議案第9号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
木	農用地利用集積計画(農地中間管理機構関係分)の決定について」ご説明をいたします。
	展用地利用来傾前画(展地中间自座機構関係力)の次足について」と説明をいたします。 それでは、座って説明をさせていただきます。
	それでは、座ろく説明をさせていたださまり。 それでは、議案として提出しております農用地利用集積計画(農地中間管理機構関係分)
	でれては、職業として促出してわりより展用地利用集積計画 (展地中間自座機構製 所力) についてご説明いたします。
	資料をご覧ください。
	今回、利用集積計画につきましては、3件、7,738㎡で、全て利用権の設定に係るもので
	ございます。
	なお、今回の利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、3
	月4日付で公告をさせていただくものでございます。
	続きまして、総会議案の議案第10号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項
	の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」ご説明いたします。
	それでは、こちらの資料をご覧ください。
	利用配分計画案につきましては、こちらは1件、7,738㎡でございまして、これは、先ほ
	ど議案第9号にてご説明いたしました利用集積計画により農地中間管理機構が中間管理権を
	取得するもの全てが対象となっているものでございます。今回の利用配分計画案につきまし
	ては、本日の総会にていただいたご意見を農地中間管理機構に報告し、農用地利用配分計画
	を策定の上、知事の認可を受けることとしております。
	説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
議長	ただいま農林水産課から説明がありました。
	これより質疑に入ります。
	まず、議案第9号について、ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたしま
	す。
	< なし >
議長	ないようですので、それでは採決に入ります。
	議案第9号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(農
	地中間管理機構関係分)の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに
	賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第9号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
	利用集積計画(農地中間管理機構関係分)の決定について」は、異議のない旨、東広島市長
	へ回答することに決定いたします。
	次に、議案第10号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用
	地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。
	この議案は、先ほど議案第9号と併せて説明がありましたので、これより質疑に入りま
	す。
	なお、本案は、資料1の議案第10号の関係の欄にありますように、清水委員さんが関係者
	となっており、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該
	当します。関係者分を審議することになりますので、清水委員さんにおかれましては、審議
	の間、退室をお願いいたします。
	< 清水委員、退室 >
議長	それでは、議案第10号について、ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたしま
F-1/2	す。
	/。 < なし >
	ご質問がないので、これより採決に入ります。
网 以	議案第10号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用
	配分計画案に対する意見決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成
	比刀川

議	長	の方の挙手を求めます。
时发		< 全員挙手 >
議	 長	全員賛成ですので、議案第10号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定
时交	K	上負責成ですので、職業第10分 「展地中間を建事業の推進に関する低円第10米第3項の別に による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ
		回答することに決定いたします。
		回合することに次足いたしよす。 それでは、清水委員さん、入ってください。
		それでは、何小安貞さん、八分でくたさい。
辛		へ 何小安貝、八至 / それでは、農林水産課の桒原さん、豊田さん、ありがとうございました。退席をお願いいた
議	長	
		します。
-275		<
議	長	続きまして、議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」
		を上程いたします。
S.1	S 1.	事務局の説明を求めます。
津山	主査	それでは、総会議案の4ページをご覧ください。
		議案第11号について説明いたします。
		今月は13件の申請がありました。内訳につきましては、8ページに記載のとおりでござい
		ます。
		内容については、座って説明させていただきます。
		11-1 でございます。
		贈与のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も
		保有されています。
		続いて、12-2でございます。
		新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳で、自営業を営まれていま
		す。このたび、空き家バンクで農地つきの空き家を求め、希望に見合う物件であったことか
		ら、空き家とともに申請地を取得しようとするものです。申請地では自家消費用の野菜を作
		付する計画で、地域の農業者から教えてもらいながら営農される計画です。受人には2人の
		労働力があり、必要な農機具も保有されています。下限面積については、令和3年12月総会
		において、空き家に附属する農地の別段面積の設定をされており、東広島市の下限面積を満
		たします。
		続いて、13-3について説明します。
		経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は現在、●●の農地で果樹や野菜
		の作付を行っており、申請地で柿の作付を計画されています。受人には2人の労働力があ
		り、必要な農機具も保有されています。
		続いて、14-4でございます。
		経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、
		必要な農機具も保有されています。
		続いて、15-5でございます。
		贈与のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も
		保有されています。
		続いて、16-6でございます。
		経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、
		必要な農機具も保有されています。
		続いて、17-7でございます。
		自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必
		要な農機具も保有されています。
		続いて、18-8でございます。
		経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、
		必要な農機具も保有されています。
		続いて、19-9でございます。
		耕作者へ売買のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な
		農機具も保有されています。

	,
津山主査	続いて、20-10でございます。
	自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人自らが耕作に従事し、必要な
	農機具も保有されています。
	続いて、21-11でございます。
	自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必
	要な農機具も保有されています。
	続いて、22-12について説明します。
	経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。このたび申請地隣接の宅地を購入し居
	宅とするため、隣接する農地と併せて取得し、畑として利用する計画です。受人には2人の
	労働力があり、必要な農機具も保有されています。
	続いて、23-13でございます。
	新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳の会社役員です。このたび、
	農業をやめる渡人から農地を引き継ぎ、受人夫婦と受人父と共に営農をされる計画です。父
	が農業経験者であり、父に教わりながら、申請地では水稲を中心に、一部自家消費用の野菜
	を作付される計画です。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。
	以上、13件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障
	を生ずるおそれがないと判断しております。
	以上で説明を終わります。
議長	ただいま事務局から説明がありました。
	担当地区の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議長	ないようですので、それではご意見がありましたらご発言をお願いいたします。
	< なし >
議長	ご質問、ご意見がないようですので、採決に入ります。
	議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可する
	ことに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第11号「農地法第3条の規定による許可申
	請に対する処分決定について」は、許可することに決定いたします。
	次に、議案第12号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。
	事務局の説明を求めます。
大 下	議案の9ページをお願いいたします。
局長補佐	議案第12号「農地法第4条の規定による許可申請」でございます。
	座って説明をさせていただきます。
	10ページをお願いいたします。
	今月は3件の申請がございました。
	まず、申請番号2−1は、●●における墓地への転用事案でございます。申請地は、●●
	の南西に位置する第2種農地で、申請人は同地区にお住まいの方でございます。申請者の墓
	地は自宅から離れた山中にあり、墓参りが不便であったということから、自宅近くの申請地
	に移設することとし、転用許可申請をされたものでございます。
	このように、申請地におきましては、農地転用の許可を得ることなく墓地が設置されてお
	りました。事後の申請となりましたことから、始末書を徴取し、法令に基づく適正な手続を
	指導しております。なお、申請地は昨年11月22日付で農振農用地から除外されており、墓地
	の経営許可につきましては、担当部局に申請書が提出されております。
	続きまして、申請番号3−2は、●●における墓地への転用事案でございます。申請地
	は、西側にございます●●の境から東に約2kmほど進んだところに位置する第2種農地で、
	申請人は隣地にお住まいの方でございます。申請人の墓地は自宅から離れた山中にあり、管
	理が困難であったことから、自宅に隣接する申請地に移設することとし、転用許可申請をさ
	れたものでございます。
	このように、申請地におきましては、農地転用の許可を得ることなく墓地が設置されてお
	りました。これも事後の申請となりましたことから、始末書を徴取し、法令に基づく適正な

大 下	手続を指導しております。なお、墓地の経営許可につきましては、担当部局に申請書が提出
局長補佐	されております。
/5 X III IZ	最後に、申請番号4−3は、●●における農地改良のための一時転用事案でございます。
	申請地は、こちら側にあります●●から東に2km、●●から西に約1.5kmほど進んだところ
	に位置する小集団の第2種農地で、申請人は、昨年11月に農地法第3条による許可を得て、
	申請地で新規就農を開始された方でございます。このように、申請地におきましては高低差
	がありまして、出入りに支障を来していることから、市内の認可採石場から真砂土を搬入し
	て高低差を解消し、今後は畑として引き続き利用するために一時転用許可申請をされたもの
	でございます。
	以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生
	じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。
	なお、農地面積が30 a を超える転用につきましては、広島県農業委員会ネットワーク機構
	に意見を聴取することとされております。今月分は、申請番号4-3を意見聴取し、異議が
	なければ許可をするものでございます。
	説明は以上でございます。
議長	ただいま事務局から説明がありました。
	担当地区の委員さんから必要性があれば補足説明をお願いいたします。
* =	< all >
議長	ないようですので、ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。
議長	< なし > ご質問はないようですので、採決に入ります。
一	こ質問はないようですので、休伏に入ります。 議案第12号「農地法第4条の規定による許可申請について」、4-3については、許可意
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	ることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外につい
	ては、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第12号「農地法第4条の規定による許可申請について」、4-3に
	ついては、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取
	の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴
	取の対象外については、許可することに決定をいたします。
	次に、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。
	事務局の説明を求めます。
和田主任	それでは、総会議案の11ページをご覧ください。
	議案第13号について説明いたします。
	まず、資料の差し替えについてご案内いたします。
	総会議案の17ページから18ページの表裏となっている1枚について差し替えをお願いいた
	します。事前に送付しました議案の17ページのうち、番号44-25について、農地区分を「第
	2種」と記載しておりますが、正しくは「第1種」でございます。それに伴い、転用目的の 欄に「(敷地拡張)」を追記し、備考欄に既存の敷地面積である「569.93㎡」の記載を追記
	欄に「(敷地拡張)」を追記し、備考欄に既任の敷地面槓とある「309.93m」の記載を追記 させていただいております。なお、その他の部分に変更はございません。訂正しておわび申
	し上げます。
	今月は29件の申請がありました。
	内訳については、総会議案の19ページをご覧ください。
	内容については、座って説明をさせていただきます。
	それでは、20-1について説明します。
	ガソリンスタンドへの転用事案です。申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。受
	人は●●に本店を置き、●●に支店を有する、石油その他のエネルギー資源等の精製、加
	工、売買及び輸送業を営む会社です。このたび事業拡大に伴い隣接のガソリンスタンドを拡
	張するため転用するものです。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済みです。
	また、農振農用地除外見込みです。
	続いて、21-2について説明します。

和田主任

建売住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置き、建築業、不動産業を営む会社です。このたび本申請地に建売住宅4棟を建築、販売するため転用しようとするものです。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済みです。

続いて、22-3について説明します。

建売住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。 受人は●●に本店を置き、不動産業を営む会社です。このたび本申請地に建て売り住宅3棟 を建築、販売するため転用しようとするものです。なお、開発許可申請については、担当部 局に提出済みです。

続いて、23-4について説明します。

資材置場への転用事案です。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。受人は●●に居住し、設備工事施工業を個人で営んでおられます。現在、自宅の敷地内に資材を置いていますが、狭く効率が悪いため、本申請地を取得し、資材置場として転用するものです。

続いて、24-5について説明します。

駐車場への転用事案です。申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。受人は●●に居住しています。受人は、隣接地にて借家を保有、管理しておられます。以前から駐車場が不足し困っていたところですが、このたび隣接土地所有者と土地の譲渡について合意に至り、本申請地を駐車場として転用するものです。

続いて、25-6から26-7は同一事業者による事業であり関連しますので、一括して説明します。

工場での転用事案です。申請地は、●●の北東に位置する集団農地内の第1種農地です。 受人は●●に本店を置き、自動車用電球及び半導体、電子部品等電子機械器具製造業を営む 法人です。このたび事業拡大に伴い、隣接地にございます工場の敷地を拡張するため、本申 請地を転用するものです。

本件は、農地法施行規則第35条第5号、既存施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものとして、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済みです。

続いて、27-8について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。受人は●●に居住されています。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため転用しようとするものです。

続いて、28-9について説明します。

店舗への転用事案です。申請地は、●●の南に位置する集団農地内の第1種農地です。受人は●●に本店を置き、自動車の修理販売及び中古自動車の販売業を営む法人です。このたび事業拡大に伴い、現在の店舗に隣接する本申請地を中古車展示場及び大型車両の通路等として整備しようとするため転用しようとするものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、土砂条例の申請については、担当部局に事前協議され、許可申請不要との判断を得ております。

続いて、29-10について説明します。

集会施設及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。受人は●●に居住しています。申請地には従前より市の管理する老人集会施設が建築されていましたが、昨年、土地所有者である譲渡人へ払下げの手続がされております。このたび集会施設を渡人から譲り受け、地域の集会の会場や譲受人自身が役員となっている中山間地域等直接支払事業及び多面的機能支払事業の集会の会場、また農福連携により雇用している利用者の休憩所として利用する予定であり、集会施設の駐車場を整備するため、本申請地を転用しようとするものです。

続いて、30-11について説明します。

祭事場及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。 受人は高屋町に主たる事務所を置く宗教法人です。現在、参拝客の駐車場が狭く不足してい

和田主任

ること、また境内地も狭いことから護摩供養や火渡り行事などの儀式行事の際の会場も敷地が不足し不便であることから、住職でもある渡人の所有する本申請地を行事の会場及び参拝客の駐車場として整備するものです。申請地の一部は既に境内地として使用されており、このたび始末書を添付して農地転用の申請をされています。

続いて、31-12について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため転用しようとするものです。

続いて、32-13について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため転用しようとするものです。

続いて、33-14について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●の北東に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため転用しようとするものです。

続いて、34-15から35-16について、同一事業者による関連案件ですので、一括して説明 します。

太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため転用しようとするものです。

続いて、36-17について説明します。

駐車場への転用事案です。申請地は、●●の南東に位置する集団農地内の第1種農地です。受人は●●に本店を置き、障害福祉サービス事業及び児童福祉法に基づく障害児通所支援事業等を営む法人です。現在、●●で運営中の福祉事務所を申請地隣接の建物に移転し、就労継続支援B型事業所、放課後等デイサービス事業を運営する予定であり、職員駐車場及び送迎用車両の駐車場を整備するものです。本件は、農地法施行規則第33条第4号の規定による第1種農地の不許可の例外に該当します。

続いて、37-18について説明します。

一般住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の西に位置し、●●地区として昭和51年度から58年度にかけて実施された小規模農業基盤整備事業により整備された第1種農地です。受人は現在、申請地に隣接する実家で妻、子供と同居されています。このたび父の所有する農地に住宅を建築するため転用しようとするものです。

敷地面積については、一般住宅としての適正面積を超過しておりますが、住宅へ進入するため必要不可欠な進入路を確保するため、また進入路を確保することにより生じる残地について、農地としての適正利用は困難であるため、本申請の転用計画を認められるものとして判断しております。

本件は、農地法施行規則第33条第4号の規定による第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、開発許可申請については、担当部局に提出されております。また、農振農用地除外見込みです。

続いて、38-19について説明します。

一般住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の南に位置する集団農地内の第1 種農地です。受人は現在、●●の借家に夫婦で居住されています。このたび祖母の所有する 農地に住宅を建築するため、転用しようとするものです。

敷地面積については、一般住宅としての適正面積を超過しておりますが、住宅へ進入するため必要不可欠な進入路の面積を除き基準を満たしており、本申請の転用計画を認められるものとして判断しております。なお、農振農用地除外見込みです。

続いて、39-20について説明します。

駐車場への転用事案です。申請地は、●●の北東に位置する第3種農地です。受人は●●に居住されており、一般貨物自動車運送業等を営む法人の代表をされています。このたび、事業拡大に伴い本申請地を駐車場として写真のように既に使用されており、始末書を添付し

和田主任

農地転用の申請をされたものです。

続いて、40-21について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため転用しようとするものです。

続いて、41-22から42-23は同一案件ですので、一括して説明します。

建売住宅及び店舗への転用事案です。受人は●●に本店を置き、不動産売買及び建築業等を営む会社です。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。このたび本申請地に建売住宅25棟を建築、販売するため転用しようとするものです。

続いて、43-24について説明します。

仮設事務所及び資材置場への転用事案です。申請地は、●●の北に位置する農振農用地区域内農地です。受人は●●に本店を置き、●●に支店を有する総合建設業を営む法人です。このたび工場拡張工事を請け負い、建築工事をするに当たり、工事関係者用の現場事務所及び工事車両の駐車場として、令和6年12月27日までの期間、一時的に利用するため申請されたものです。

本件は、農地法施行令第11条第1項第1号イ、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農振法の規定により定められた農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものとして、農振農用地の不許可の例外に該当します。 続いて、44-25について説明します。

資材置場及び駐車場での転用事案です。申請地は、●●の北西に位置する集団農地内の第1種農地です。受人は●●に本店を置き、土木建築業等を営む法人です。現在、会社敷地に隣接する農地を一部資材置場として使用されており、始末書を添付の上、農地転用の申請をされたものです。本件は、農地法施行規則第35条第5号により、第1種農地の不許可の例外に該当します。

続いて、45-26について説明します。

農業用施設及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の北東に位置する農振農用地区域内農地です。受人は●●に本店を置き、農業廃棄物の加工、処理、販売業を営む法人です。このたび、JA広島中央福富ライスセンターから排出されるもみ殻を圧縮し燃料として加工するための加工処理施設及び従業員駐車場を整備するため転用するものです。

本件は、農地法施行令第11条第1項第2号イ、申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設として農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるものによる第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、農振農用地用途区分の手続について、担当部局に提出済みです。

- 続いて、46-27から48-29について同一事業者による関連案件ですので、一括して説明し ます

太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため転用しようとするものです。

以上、説明しました29件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。なお、一体事業として30 a 以上の農地を転用する場合や第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は上程議案中、25-6、26-7、28-9、36-17から38-19、41-22から48-29を意見聴取いたします。

以上、ご審議をお願いします。

議長

ただいま事務局から説明がありました。

担当地区の委員さんより必要性があれば補足説明をお願いいたします。

< なし >

議 長

ないようですので、これより質疑に入ります。

なお、議案第13号事案のうち、29-10については、在間委員さんが関係者となっており、 農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。関係

議	長	者分を先に審議することとしますので、在間委員さんにおかれましては、審議の間、退室を お願いします。
		ス願いしより。 < 在間委員、退室 >
 議	 長	- 14回安貞、巡主 / それでは、議案第13号の事案のうち、関係者分について、ご質問、ご意見がございましたら
时艾	IX.	ご発言をお願いいたします。
		< なし >
	 長	ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。
时交	IX	議案第13号の事案のうち、関係者分について、許可することに賛成の方の挙手を求めま
		す。
		/ 。 < 全員挙手 >
 議	長	全員賛成ですので、議案第13号の事案のうち、関係者分については許可することに決定をい
P3.X		たします。
		それでは、在間委員さん、中へお入りください。
		< 在間委員、入室 >
議	長	続きまして、議案の事案のうち、先ほど許可することに決定した事案以外について、ご質
		問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。
		< なし >
議	長	ないようですので、それでは採決に入ります。
		議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」、関係者分以外の事案のう
		ち、25-6、26-7、28-9、36-17から38-19、41-22から48-29については、許可意見
		を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可される
		ことに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外について
		は許可することに賛成の方の挙手を求めます。
		< 全員挙手 >
議	長	全員賛成ですので、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」、関係者分
		以外の事案のうち、25-6、26-7、28-9、36-17から38-19、41-22から48-29につい
		ては、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回
		答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の
		対象外については許可することに決定をいたします。
		次に、議案第14号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」を上程いたしま す。
		事務局の説明を求めます。
 坂	 見	議案第14号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」説明させていただきます。
主任主		議案の21ページ、最後のページをご覧ください。
	. 7	内訳については、最後の行の記載のとおりです。
		内容については、座って説明させていただきます。
		申請番号1、●●から南西に位置します空き家に附属する4筆の農地について、下限面積
		を1 a に設定するものです。現在、申請の農地は耕作されておりません。空き家とセットで
		売買されない限り、現在遊休化した農地を農地として耕作されることは難しいのではないか
		と思われます。
		説明は以上です。ご審議をお願いいたします。
議	長	ただいま事務局から説明がありました。
		担当地区の委員さんから必要性があれば補足説明をお願いいたします。
		< なし >
議		ないようですので、ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。
3.7·		< なし >
議	長	ないようですので、それでは採決に入ります。
		議案第14号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地を下限面積1
		a に設定することに賛成の方の挙手を求めます。
		< 全員挙手 >

議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第14号「空き家に附属する農地の下限面積 の設定について」に係る農地は下限面積1 a に設定することに決定いたします。
	続いて、日程第4の報告に入ります。
	報告第5号から報告第8号について、事務局の説明を求めます。
大下	資料の報告事項をお願いいたします。
局長補佐	報告第5号から報告第8号までは、東広島市農業委員会事務局規程第7条の規定に基づ
, , , , , , , , ,	き、事務局において専決処分をいたしました。その概要を報告させていただきます。
	座って報告させていただきます。
	1ページをお願いいたします。
	報告第5号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分について」
	でございます。
	2ページをお願いいたします。
	市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は2件の届出を受理いた
	しました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。
	3ページをお願いいたします。
	報告第6号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」
	でございます。
	4ページをお願いいたします。
	市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は5件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。
	しました。その内谷につきましては、こ見のとわりでこさいます。 5ページをお願いいたします。
	3
	ます。
	6ページから8ページまでをお願いいたします。
	法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は18件の照会がございました。その
	内容につきましては、ご覧のとおりでございます。
	9ページをお願いいたします。
	報告第8号「東広島市長からの農地の現況に関する照会に対する回答について」でござい
	ます。
	10ページをお願いいたします。
	東広島市長からの農地の現況に関する調査は、今月分は1件の照会がございました。その
	内容につきましては、ご覧のとおりでございます。
** =	報告は以上でございます。
議長	続きまして、日程第5、その他に入ります。
	何かありましたらお願いをいたします。 < なし >
 議 長	〜 なし / ないようですので、次回の総会について大月会長職務代理者からお願いいたします。
	ないようですので、次回の総会について入月会長職務代理者からお願いいたします。 失礼いたします。次回3月の総会は、3月28日月曜日午前10時から本庁8階全員協議会室で
職務代理	予定しておりますので、よろしくご出席のほどお願いいたします。
議 長	本日はどうもありがとうございました。委員の皆様方には長時間にわたり審議、誠にご苦労
HIZ X	さまでした。
	以上で2月総会を閉会いたします。
1	

議事録署名者	議長	
議事録署名者	委員	
議事録署名者	委員	

議長(会長) 11番 黒川 克輝 委員 12番 荒谷 義憲 委員